



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

- 公安委員会規則
 - *6 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 1
 - *7 和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 487 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) 2
 - 488 " (") 2
 - 489 " (") 2
 - 490 紀の川土地改良区連合の役員の退任 (農業農村整備課) 3
 - 491 道路の位置の指定 (都市政策課) 3
- 内水面漁場管理委員会指示
 - 1 コイヘルペスウイルスに関する委員会指示 3
 - 2 潜水器漁法の禁止に関する委員会指示 4

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月26日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第13条の2 略 2 許可等事務審査室においては、次の法律及び条例の規定による許可、認可、届出その他の手続に係る審査、指導その他の事務（他の部課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 (1)～(8) 略 <u>(9) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）</u> (10) 略	第13条の2 略 2 許可等事務審査室においては、次の法律及び条例の規定による許可、認可、届出その他の手続に係る審査、指導その他の事務（他の部課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 (1)～(8) 略 (9) 略
第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(11) 略 (12) <u>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律</u> に規定する犯罪の取締りに関すること。 (13) 略	第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(11) 略 (12) <u>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）</u> に規定する犯罪の取締りに関すること。 (13) 略

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第7号

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月26日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年和歌山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（聴聞の審理の公開） 第12条 略 2 前項の規定による公示は、 <u>インターネットの</u> <u>利用その他の方法により行うものとする。</u>	（聴聞の審理の公開） 第12条 略 2 前項の規定による公示は、 <u>行政庁の事務所の</u> <u>掲示板に掲示して行うものとする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月26日

和歌山県知事 宮崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
やよい堂薬局ユア サ店	有田郡湯浅町湯浅685	—	高居卓	令和 8.5.1

和歌山県告示第488号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月26日

和歌山県知事 宮崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションココレ	和歌山市内原918-5 コトブキコーポ2 03	株式会社ころね	令和 8.6.1

和歌山県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月26日

和歌山県知事 宮崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日

SOLEIL訪問看護ステーション	東牟婁郡那智勝浦町天満204番地	株式会社ESPOIR	令和 8.6.1
------------------	------------------	------------	-------------

和歌山県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第19項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和8年5月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

退任した役員（令和8年4月13日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 市川博司 伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1

和歌山県告示第491号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年5月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3729	有田市宮崎町字中御堂前33 9番1の一部	和歌山市出島160番9 ケイマツシマ産業株式会社 代表取締役 面尾美夏	令和 8.5.12	5.00	31.57

内水面漁場管理委員会指示**和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

令和8年5月26日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 川 口 恭 弘

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（（1）イにおいて「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2 指示する期間

令和8年6月2日から令和9年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和8年5月26日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 川 口 恭 弘

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2 指示する期間

令和8年6月5日から令和9年6月4日まで